



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 イサム塗料株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川 雅一
(コード番号 4624 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 貢
(TEL. 06-6453-4511)

単元株式数の変更及び株式併合、並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会（以下、本定時株主総会）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする株式併合を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 48 百万株から 9 百 60 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 効力発生日における発行可能株式総数 9,600,000株

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、現行の48百万株から9百60万株に変更されたものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年9月末日現在）	12,000,000株
併合により減少する株式数	9,600,000株
併合後の発行済株式総数	2,400,000株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	843名（100%）	12,000,000株（100.0%）
5株未満	90名（10.6%）	108株（0.0%）
5株以上	753名（89.4%）	11,999,892株（100.0%）

株式併合を行った場合、保有株式5株未満の株主様90名（その所有株式の合計は108株、平成29年3月31日現在）が株主の地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

(4) 株式併合の影響等

株式併合により発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(2) 変更の内容

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>48,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,600,000株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 （以下、条文省略）	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 （以下、現行どおり）

4. 日程

平成29年5月9日 取締役会決議（株主総会招集決議）

平成29年6月29日 第71回定時株主総会

平成29年10月1日 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更効力発生日

(参考)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

これを踏まえ、当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式併合後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3-1. 【所有株式数について】

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て）となります。

A 3-2. 【議決権について】

株式併合により、各株主様の所有株式数は5分の1になります。議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000株	2個	⇒	400株	4個	なし
例 2	1,500株	1個		300株	3個	なし
例 3	1,030株	1個		206株	2個	なし
例 4	777株	なし		155株	1個	0.4株
例 5	4株	なし		なし	なし	0.8株

- ・例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例3、例4で発生する単元未満株式（例3は6株、例4は55株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用いただけます。
- ・例4、例5において発生する端数株式相当分（例4は0.4株、例5は0.8株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて

分配いたします。

- ・例5においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q6. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買増または買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話0120-094-777（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（土・日、祝日を除く）